

第9条 P T A、子ども会育成協議会のいずれかの本部役員及び、各務原市P T A連合会の執行部役員を経験した世帯の選考は行わない。

但し、第2条で定める任期途中で退任した者を本部役員経験者とみなす判断は両本部会で協議し、P T A 常任委員会及び子ども会育成指導者会双方の承認を得なければならない。

第10条 次の者の本部役員選出については、配慮する。

- ① 未就園児を持つ者
- ② みどり学級通級の子を持つ者

第5章 規約の改正

第11条 この本部役員選出規約の改正は、尾崎小学校P T A・尾崎小学校校区子ども会育成協議会の本部役員で協議し、P T A 常任委員会及び子ども会育成指導者会双方の承認を得なければならない。

平成21年 4月25日一部改正

平成24年 3月 5日一部改正

平成25年 4月27日一部改正

平成26年12月16日一部改正

平成29年 3月 8日一部改正（第9条、第11条）

平成30年 3月 7日一部改正（第5条、第6条）

平成30年10月11日一部改正（第5条、第6条）